# 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 本部長 長島 友伸 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 山井



### PCB の適正処理推進に係る協力について(依頼)

日頃、廃棄物の適正処理の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) は化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されていました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件を契機に、健康被害を生ずるおそれがある物質として製造、使用が禁止されるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。) が制定され、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。) の処理施設で処理されることになりました。

PCB 特別措置法に基づき、埼玉県内の高濃度 PCB 廃棄物は「変圧器・コンデンサー等」が令和4年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」が令和5年3月31日までに JESCOへ処分を委託することが義務付けられており、処分期間の末日が迫ってきました。

こうした中、首都圏1都3県12市で構成する東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会では、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、啓発活動を実施していく予定です。

つきましては、下記について貴団体の会員、顧客等の皆様に改めて周知いただき、PCB 廃棄物の期限内処理の徹底に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 PCB 含有電気機器等の届出・期限内処理の徹底

PCB 含有電気機器等を東京都内で保管・使用している事業者は、PCB 廃棄物特別 措置法等に基づき、埼玉県又は各政令市(さいたま市、川越市、越谷市、川口市) への毎年の届出と、別表の処分期間に基づく期限内処理が義務付けられています。

#### 2 PCB 含有安定器 (照明器具用) の調査

所在を把握していない照明器具用安定器の保有状況を確認し、処分期間である令和 4年3月31日までに所有者に確実に処理していただくため、平成29年度から「照明 器具におけるPCB含有安定器に係る調査」を実施し、建物所有者に対して速やかな確 認をお願いしています。

## <照明器具における PCB 含有安定器に係る調査の概要>

	調査対象者'	昭和 52 年 3 月以前に建築又は改修された建物(店舗、事務所、倉
		庫、共同住宅等)の所有者
調 査 方 法 調査票の送付・回収・戸別訪問 調 査 内 容 PCB 含有安定器 (照明器具用) の所有状況		調査票の送付・回収・戸別訪問
		PCB 含有安定器(照明器具用)の所有状況

### 3 中小企業者等に対する支援事業の活用について

中小企業者等を対象に、JESCOでの処分の際の高濃度PCB廃棄物に係る処理費用の補助制度及び、PCB使用照明器具のLED照明器具への交換に対してPCB使用照明器具の調査事業と合わせた補助制度があります。期限内処理に向けて積極的にご活用ください。

### 4 注意事項

PCB 含有電気機器等の処分期間は PCB 廃棄物特別措置法により定められています。 処分期間内に処分の委託をしない場合、その後の高濃度 PCB 処理施設の閉鎖により事実上処分ができなくなります。 さらに、同法に基づく行政処分など不利益を被ることも想定されます。

PCB 含有電気機器等の確認及び処分を速やかに行っていただきますようお願いします。

# <別表> PCB 含有電気機器等の処分期間(埼玉県の場合)

区分	機器・形状等	処分施設 .	処分期間
高濃度	変圧器・コンデンサー類等	, JESCO 東京事業所	令和4年3月31日
	照明用安定器・汚染物等	JESCO 北海道事業所	令和5年3月31日
低濃度	すべて (高濃度以外)	無害化処理認定施設	令和9年3月31日

#### <問い合わせ先>

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県環境部 産業廃棄物指導課 総務・PCB 指導担当 金子 石井

TEL: 048-830-3148 FAX: 048-830-4774

E-mail: a3120-02@pref.saitama.lg.jp